

## 芦別市有料広告掲載に関する取扱規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、市の自主財源の確保を図るため、募集した広告を市の印刷物、インターネット上に公開している市の公式ホームページ、公用で使用する封筒（以下「公用封筒」という。）、施設等（以下「印刷物等」という。）に有料で掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載の対象となる印刷物等の種類は、別表に掲げるものとする。

### (広告の掲載基準)

第3条 印刷物等に掲載できる広告は、市民の生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する営業（食堂又はレストランで専ら飲食をさせる営業を除く。）に該当するもの
- (3) 政治又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人、団体等の意見広告又は宣伝を内容とするもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号に掲げるものに関する広告の基準は、市長が別に定める。

### (広告掲載の優先順位)

第4条 印刷物等に掲載する広告の優先順位は、次の各号に掲げる順位によるものとする。

- (1) 第1順位 市内に事業所等を有するものの広告
- (2) 第2順位 市外に事業所等を有するものの広告

### (広告の規格、掲載料等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載期間及び掲載料は、別表のとおりとする。

### (広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報あしべつ、市の公式ホームページ等により行うものとする。

### (広告掲載の申込者の資格)

第7条 印刷物等に広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、市町村税を滞納していないものでなければならない。

### (広告の申込み)

第8条 申込者は、広告掲載申込書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申し込まなければならない。

- (1) 広告又はバナー広告用画像（別表中市の公式ホームページの項に規定する規格に従って作成される画像であって、市の公式ホームページに掲載された当該画像を選択することで申込者が指定するホームページを表示させる機能を持つものをいう。以下同じ。）の原稿
- (2) 市町村税の納税証明書

2 前項の場合において、次の各号に掲げる印刷物等への広告掲載を申し込むものは、当該各号に定める期限までに申込みを行わなければならない。

- (1) 広報あしべつ 掲載の開始を希望する月の前前月の10日まで。

(2) 市の公式ホームページ 掲載の開始を希望する日の1月前まで。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申込者に通知しなければならない。

2 申込者の数が募集した広告枠の数を超える場合又は同一の広告枠に2以上の申込みがあった場合における前項の規定による広告掲載の可否の決定は、第4条に規定する優先順位のほか、抽選により行うものとする。ただし、広報あしべつ及び市の公式ホームページへの広告掲載の可否の決定は、同条に規定する優先順位のほか、申込順により行うものとする。

3 前項ただし書の場合において、掲載期間中における当該広告の掲載位置は、市長が決定するものとする。

4 市長は、第1項の規定により広告掲載の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

5 第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿（公用封筒に係るものを除く。）、バナー広告用画像の電子データ又は広告掲載物を市長が別に指定する期日までに提出しなければならない。

6 公用封筒の広告主は、市長と公用封筒の原稿、提供枚数その他市長が必要と認める事項について公用封筒の作製に関する協定を締結しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により掲載料（公用封筒に係るものを除く。）を納付するものとする。

2 前項の掲載料は、市長が特別の理由があると認めるときは、分割して納付することができる。

3 公用封筒への広告掲載に係る広告掲載料の納付については、前条第6項の規定による協定に基づいて作製した公用封筒を、広告主が市に無償で提供するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告主は、印刷物等へ掲載した広告の内容等当該広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、市長が指定する施設への広告の掲載期間が終了したときは、市長の指示に従い広告を撤去するとともに、速やかに原状回復を行うものとする。

3 版下原稿、バナー広告用画像の電子データ、公用封筒の原稿及び広告の作成並びに広告の取付け及び撤去に要する経費は、広告主が負担しなければならない。

4 広告主は、広告の不適切な管理により市及び第三者に損害を及ぼすことがないようにしなければならない。

5 広告が破損等した場合において、その修復に要する経費は、広告主の負担とする。ただし、市の責めによる場合は、この限りでない。

(広告の掲載内容の変更)

第12条 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、広告掲載内容変更申請書（別記第3号様式）に変更後の広告の原稿を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の広告掲載内容変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに掲載内容の変更の可否を決定し、その結果を広告掲載内容変更決定（却下）通知書（別記第4号様式）に

より当該広告主に通知しなければならない。

3 第9条第4項及び第5項の規定は、広告の掲載内容の変更について準用する。

4 市長は、広報あしべつに掲載した広告並びに市の公式ホームページに掲載した広告におけるバナー広告用画像並びに公用封筒に掲載した広告の内容及びデザイン、当該バナー広告用画像を選択することで表示されるホームページの内容等が、当該広告の掲載後において、法令若しくは条例若しくは第3条の規定に違反し、又はそのおそれがある状態となったと判断したときは、期日を指定して広告主に対して当該広告の内容等の変更を命ずることができる。

5 市長は、前項の規定により変更を命ずるときは、有料広告掲載内容変更命令通知書（別記第5号様式）によるものとする。

（広告の掲載中止、撤去等）

第13条 市長は、前条の規定により広告等の内容に変更が生じるときその他印刷物等の管理又は業務の執行上やむを得ない理由があるときは、当該変更が完了するまでの期間その他必要と認める期間において広告の掲載を中止し、公用封筒の使用を中止し、又は掲載した広告を撤去することができる。

2 前条の規定により公用封筒に掲載した広告の内容等を変更することとなったときは、提供された公用封筒の残余があるときはこれを破棄するものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項に規定する広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 印刷物にあつては、その編集及び発行上支障があるとき。

(2) 第9条第5項（第12条第3項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに版下原稿、バナー広告用画像の電子データ又は広告掲載物を提出しなかったとき。

(3) 第9条第6項の規定による協定に反した公用封筒を作製し、提供枚数が不足し、又は納入期日までに公用封筒が提供されなかったとき。

(4) 第10条第1項に規定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。

(5) 法人、公社等にあつては解散、休業、閉鎖等したとき。

(6) 自営業にあつては廃業、休業等したとき。

(7) 偽りその他不正の手段により第9条第1項に規定する広告掲載の決定を受けたとき。

(8) 第9条第1項若しくは第12条第2項又は第9条第4項（第12条第3項において準用する場合を含む。）に規定する広告掲載の決定若しくは変更の決定の内容又はこれらに付した条件に違反したとき。

(9) 第12条第4項の規定による広告の内容等の変更が、指定された期日までに行われないうとき。

2 市長は、前項各号に掲げる理由により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（別記第6号様式）により、当該取消しを受ける広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（広告掲載料の返還、損害の負担等）

第16条 第13条第1項の規定（第12条の規定による変更に係る部分に限る。）、第14条第1項の規定

(同項第1号に該当する場合を除く。)又は前条第1項の規定により、広告掲載の中止若しくは決定の取消しを受け、又は広告掲載を取り下げたときは、第10条第1項の規定により納付した掲載料は返還しないものとし、同条第3項の規定により提供された公用封筒は破棄するものとする。ただし、第13条第1項又は第14条第1項第1号に規定する理由その他の広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、当該掲載料(公用封筒に係るものを除く。)を当該広告主に返還するものとする。

- 2 広告内容を変更し、広告掲載の中止若しくは決定の取消しを受け、又は広告掲載を取り下げたことにより生じた損害、費用等については、当該中止又は取消しを受け、又は取下げをした広告主が負担するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の芦別市有料広告掲載に関する取扱規則別表の規定は、この平成21年11月1日以後に申込みされる広告に係る広告掲載料について適用し、同日前に申込みされた広告に係る広告掲載料については、なお従前の例による。

別表（第2条、第5条関係）

印刷物等の種類	規格	掲載位置	掲載期間	掲載料
広報あしべつ	1種 縦45ミリメートル×横180ミリメートル	指定する頁内における記事下		1月当たり10,000円
	2種 縦45ミリメートル×横88ミリメートル			
市の公式ホームページ	(1) 画像寸法 1枠につき縦60ピクセル×横175ピクセル (2) 画像形式 GIF形式により作製された静止画であって、市長が別に定める要件を満たすもの。 (3) データ容量 4キロバイト以内	市の公式ホームページのトップページの市長の指定する位置	1月単位で最長12月	1月当たり5,000円
公用封筒	長3号封筒	封筒の裏面	提供された公用封筒の残余がある期間	広告が掲載された公用封筒を無償で市に提供するものとする。
	角2号封筒			
市長の指定する施設	市長の指定する規格	市長の指定する位置	市長の指定する期間	限度額 500,000円

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

芦別市長 様

申込者 住 所（所在地）

名 称

代表者職・氏名

㊟

担当者職・氏名

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

(FAX) \_\_\_\_\_

(e-mail) \_\_\_\_\_

芦別市有料広告掲載に関する取扱規則第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。  
なお、掲載に当たっては、芦別市有料広告掲載に関する取扱規則を遵守します。

広告の掲載を希望する印刷物等	
広 告 の 内 容	
掲載を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 原 稿	別添原稿のとおり
納 税 状 況	別添納税証明書のとおり

第 号  
年 月 日

様

芦別市長

広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日付けの広告掲載の申込みについて、芦別市有料広告掲載に関する取扱規則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり掲載することに決定（却下）します。

記

1 広告掲載の決定内容（却下の理由）

2 広告掲載の方法

3 広告掲載料 円

4 広告掲載料の納付

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所で納付してください。

5 版下原稿等の提出期日 年 月 日まで

6 その他（広告掲載の条件等）

広告掲載内容変更申請書

年 月 日

芦別市長 様

申込者 住 所（所在地）

名 称

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

連絡先 (Tel) \_\_\_\_\_

(FAX) \_\_\_\_\_

(e-mail) \_\_\_\_\_

芦別市有料広告掲載に関する取扱規則第12条第1項の規定に基づき、広告掲載の変更について次のとおり申請します。

なお、変更後の掲載に当たっては、芦別市有料広告掲載に関する取扱規則を遵守します。

広告を掲載している印刷物等	
広告変更の内容	
掲載変更を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告変更原稿	別添資料のとおり
広告変更の理由	

第 号  
年 月 日

様

芦別市長

印

広告掲載内容変更決定（却下）通知書

年 月 日付けの広告掲載の変更申請について、芦別市有料広告掲載に関する取扱規則第12条第2項の規定に基づき、次のとおり掲載変更することに決定（却下）します。

記

- 1 広告掲載内容変更の決定内容（却下の理由）
- 2 広告掲載の方法
- 3 版下原稿等の提出期日 年 月 日まで
- 4 その他（広告掲載変更の条件等）

有料広告掲載内容変更命令通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

芦別市長 印

年 月 日付け 第 号により掲載を決定した広告の内容等について、年 月 日現在において芦別市有料広告の掲載に関する取扱規則第12条第4項に規定する状態となっているものと判断しましたので、次のとおり広告の内容等の変更を下記の変更期限までに行うよう命じます。

記

1 広告を掲載している印刷物等の名称

2 変更を命ずる理由及び広告の内容等

4 変更期限

年 月 日まで

5 掲載中の広告の取扱い

本書により内容等の変更を命ずる広告については、この通知書を送付した日から変更が行われるまでの間において、芦別市有料広告の掲載に関する取扱規則第13条第1項の規定により掲載又は使用を中止します。

6 変更が行われない場合の取扱い

命じた変更が上記期限までに行われない場合は、芦別市有料広告の掲載に関する取扱規則第14条第1項の規定により、同項第9号に該当することを理由として、本件広告の掲載決定を取り消しますのでご承知置きください。

別記第6号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

芦別市長

印

広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した広告掲載につきましては、芦別市  
有料広告掲載に関する取扱規則第14条第1項の規定に基づき、広告掲載の決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由

（芦別市有料広告掲載に関する取扱規則第14条第1項第 号該当）